

介護給付費実態調査月報及び年度報の集計・公表の取り扱いについて

東日本大震災でお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。

1. 状況

介護給付費実態調査は、毎月、各都道府県国民健康保険団体連合会（以下「各国保連」という。）において原審査を行い、支払いをした後の介護給付費明細書等のデータのコピーを厚生労働省で集計し、公表しています。東日本大震災後も各国保連から厚生労働省に対し、介護給付費明細書等のデータが毎月提出されており、集計・公表に支障は生じないものと考えています。

ただし、震災の影響により、介護給付費明細書等を各国保連に提出できない介護サービス事業所等や介護給付費明細書によらない概算請求・支払いがあることが見込まれます。

なお、この調査においては、各月の原審査分を集計しているため、遅れて請求された介護給付費明細書等については、原審査が行われた月に含まれて集計されます。

2. 介護給付費実態調査月報及び年度報の公表

月報は、審査月の翌々月の公表を予定しています。また、年度報は、毎年8月上旬の公表を予定しています。